大館市ホームページ広告取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大館市広告掲載要綱（平成１８年６月３０日）及び大館市広告掲載基準（平成１８年６月３０日）に定めるもののほか、大館市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載基準）

第２条　市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（広告主の指定するＷｅｂページにリンクするものをいう。）とし、広告の掲載基準は、大館市広告掲載基準によるものとする。

（広告の規格等）

第３条　広告の規格は、次のとおりとする。

(1)　大きさ　縦５０ピクセル、横１５０ピクセルであること。

(2)　データ容量　２０ＫＢ以内であること。

(3)　形式　ＧＩＦ（アニメーション可）、ＪＰＥＧ又はＰＮＧであること。

２　広告の掲載は、仕様書に定める位置とする。

（広告の掲載期間）

第４条　広告を掲載する期間は、１か月を単位とし、連続する掲載期間は最長１２か月とする。ただし、年度を越えて広告枠に空きがある場合には、１か月を単位として１２か月を超えることができる。

（広告の掲載料）

第５条　広告の掲載料は、１枠につき月額５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告掲載の募集）

第６条　広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ及び広報に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の各号の順序により、当該各号に掲げるものに対し、直接広告の掲載を案内することができる。

(1)　国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するもの

(2)　私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

２　広告掲載枠を新たに設置した場合、又は広告掲載枠に空きが生じた場合は、随時広告掲載の募集を行うものとする。

（広告内容の審査）

第７条　掲載希望者は、大館市広告掲載要綱第４条第１項の規定による審査のため、仕様書に定める日までに、大館市ホームページ広告掲載申込書（様式第１号。以下「広告掲載申込書」という。）に、掲載希望者の責任及び負担で作成した広告案（電子データ）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、大館市広告掲載要綱第４条第１項の規定による審査をしたときは、その結果を大館市ホームページ広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第２号）により掲載希望者に通知するものとする。

３　前項の規定により不承認の通知があった場合で、再度の掲載を希望する者は、広告の内容を変更し、又は修正し、市長が別に定める日までに広告掲載申込書を提出しなければならない。

４　広告掲載の決定をする場合における優先順位は、前条第１項各号の順序によるものとする。この場合において、同順位に複数の掲載希望者がある場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

（広告掲載料の納付）

第８条　前条第２項の規定により広告掲載の承認を得た者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長の指定する日までに一括前納するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第９条　市長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1)　指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2)　指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3)　リンク先の内容が大館市広告掲載基準第４条各号又は第５条各号のいずれかに該当する場合

（広告掲載の取り下げ）

第１０条　広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、市長は、納付済みの広告掲載料を返還しない。

（広告掲載料の返還）

第１１条　広告主の責に帰さない理由により、市長が広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

２　前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

３　第１項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載期間の延長）

第１２条　広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が３日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告主の責務）

第１３条　広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

（リンク先の変更）

第１４条　広告主は、広告のリンク先の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の１週間前までに市長に申し出なければならない。

（補則）

第１５条　この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。